

2025 年度 事業計画

2025 年 3 月

公益社団法人
北九州市障害者相談支援事業協会

当協会の 2025 年度の事業計画を策定するにあたっては、その前提として中長期的視点によるビジョンについて確認しておく必要がある。すでに 2024 年度計画において、設立以来の当協会の組織・事業運営の問題や課題を踏まえて以下の重要な最重要課題を示しており、その内容は中長期的な普遍性を有していると考えられることから、改めて当協会の基本的な経営方針として位置づけ、2025 年度以降における各年度の事業計画策定の前提として参考することとする。

- ◎当協会が北九州市から委託を受けている相談支援業務、自立支援協議会運営業務、地域生活支援拠点整備、居住サポート事業、障害者虐待防止センター業務、触法障害者支援業務、小児慢性特定疾病支援業務について、各業務の特性に配慮しながら、支援を必要とする人の地域での生活支援、意思決定支援を中心に置き、各業務間相互の関連性を重視し、総合的に推進する
- ◎事業の企画立案とその推進にあたっては、それを担う当協会スタッフ一人ひとりの人格、専門職倫理、職務遂行能力の開発や育成が何より重要であり、専門性の高いスタッフという人的資源がなければ成り立たない当協会の組織特性や優秀な人材の確保・育成に留意した組織運営の改革を進める
- ◎2023 年度第 4 回理事会（2024 年 3 月）で審議決定の「障害者相談支援事業協会の組織経営に関する基本的な考え方」を当協会の中長期ビジョンとして役職員で共有し、その具体的実践に努める

1. 2025 年度の組織・事業運営の基本方針

（1）当協会をめぐる事業環境の変化

当協会をめぐっては、2024 年度から新たに消費税負担が生じたことや、かねて懸案となっていた事業に一定の進捗があったことなど、内部・外部の事業環境が変化しており、当協会の財務や組織経営上の大きな課題となっている。限られた予算や人員で当協会の設立目的であり、存在意義でもある北九州市からの障害者基幹相談支援センター運営業務の受託を持続可能なものにするためには、効率的で質の高い事業運営を担うことができる人材開発や組織体制の構築を進めていく必要がある。

① 消費税問題の発生

障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 3 号や同法第 77 条の 2 を根拠とする障害者相談支援事業については、社会福祉法に定める社会福祉事業には該当しないことが国から明確に示されたことにより、当法人の業務の全てが改めて消費税の課税対象となった。北九州市の厳しい財政状況により、委託料に消費税相当額の増額はなく、北九州市からの委託料収入は実質的に約 1 割の減額となっており、当法人は厳しい財政状況下に置かれることとなっている。

② 2024 年度における事業の進捗

2024 年度においては、懸案であった地域生活支援拠点の整備に着手したところであるが、当該拠点が期待される機能を発揮するためには、当該拠点を運営する法人の取組みだけではなく、当協会の相談支援事業や自立支援協議会運営事業、SRHR (Sexual and Reproductive Health and Rights) への取組みや障害児支援多職種交流会などを活用した各関係機関との連携を進めることができが望ましく、当協会としては新たな地域生活支援拠点の整備のみでなく、すでに整備した地域生活支援拠点への支援という課題が生じている。

(2) 組織・事業運営の基本方針

当協会の中長期ビジョンや事業環境の変化などを踏まえ、2025 年度においては以下のように人材・組織の開発を進め、計画的な事業執行に努める。

また、障害児者への相談支援等に関する最新の研究や教育方法を日々の業務や既存事業に反映させるため、必要に応じて理事、監事などの役員や外部有識者による助言指導を求めながら、「謙虚に学習する組織」を目指す。

① 少数精鋭による、質の高い人材と組織の開発

各職員の専門性や強みを生かしつつチームプレイができる少数精鋭の専門家集団となるため、より適切な業務分担や連携・協力体制を検討し、構築する。

各種業務の実施にあたっては、事業相互の関係性に着目して一体的・整合的な運営を行うこととし、担当者の専門性をいかしながらも事業内容がブラックボックス化しないように相談員ミーティングのあり方を工夫するなど、スタッフ間の建設的な意見交換の場が機能するように努める。

また、例えば 2024 年度の新規事業である「障害児支援多職種交流会」が自立支援協議会の枠組みによって成果をあげつつあるように、同じく 2024 年度の新規事業である「社会生活力を高めるための支援」事業の検討にあたっても、自立支援協議会や地域生活支援拠点の枠組み、SRHR の取組み、多機関連携による意思決定支援者養成研修の枠組みなどを活用して、効率的かつ総合的に取り組むこととする。

② 多様性の尊重と他機関との連携

クライアントの多様な状態像や社会的・政策的ニーズに対応するため、支援方法の多様化やそれを担う人材・組織の多様化を進める。例えば、クライアントへの支援や事業所等に対する研修などについては、対象者の状態像を適切にアセスメントし、より効果の高い支援方法や研修内容を行えるよう、外部有識者等による助言や指導を積極的に活用する。

さらに、人材の採用や育成にあたっては、保健・医療・福祉・教育などの様々な専門的知見や職場経験を有することを重視し、高度な専門性と視野の広さを備えたスタッフ構成とすることに特に留意する。

③ 効率的で生産性の高い経営管理体制の検討

将来にわたる持続可能性の高い組織の構築という観点からも、限られた予算の中で効率的で生産性の高い経営管理を可能とする体制の整備という観点からも、相談支援という中核的業務と事務管理を含む経営管理業務とを一体的に行うことができる組織体制の検討を進める。具体的には、2025年度から2026年度までの2年間で相談支援スタッフの中から経営責任を担う人材を選任・育成し、相談支援業務と事務管理を含む経営管理業務を一体的に運営できる組織体制を計画的に検討し、構築する。

このため、2025年度のできる限り早い時期に、相談支援業務と事務管理・経営管理業務の棚卸しと業務分析を行い、スタッフの職務執行状況の質的・時間的な分析を行う。また、当該分析結果は理事会において評価し、今後の相談支援業務や経営管理業務の組織体制の検討材料とする。

④ 組織や人材、業務の質を重視した評価方法の導入

組織や人材の開発、質を重視した事業運営を行うための具体的な取組みとしては、2024年度に試行的に着手したノーレイティング評価とその活用を継続的に実施し、評価の手順や視点などに関する知見を組織的に蓄積し、関係者で共有する。

評定者と被評定者との双方向の話し合いによって被評定者の強みや課題、さらには課題解決の方法を検討するノーレイティング評価は、人事考課のあり方としても、事業所や事務事業の評価のあり方としても、関係者の心理的安全性や信頼関係の構築に効果が期待できる。

また、ノーレイティング評価は画一的な評価基準や評語による従来型のランク付け評定ではなく、具体的なエピソードやエビデンスに基づいて質的な評価を行い、記録を作成しなければならないため、一連の評価プロセスとその結果をとおして評価する側の管理職も組織内の全方位から評価され、能力開発の契機とすることができるという多面性がある。

このことから、ノーレイティング評価は障害者基幹相談支援センターのスタッフに対する人事評価だけでなく、地域生活支援拠点をはじめとする様々な障害福祉関係機関の強みや課題をアセスメントするための手段として応用することができ、中長期的には地域全体の障害福祉資源の質の向上を推進するための方法として活用することが期待できる。

これから障害者基幹相談支援センターは、これらの取組みをとおして、組織内部の経営と外部組織への働きかけである事業経営の連携・連動を図ることにより、透明性が高く、効率的で生産性の高い総合的な経営に努める。

2. 2025 年度の新規事業

障害児・者の相談支援や地域生活支援拠点整備事業を一体的に推進するため、意思決定支援にかかる専門的な人材の育成や情報連携等を担う拠点コーディネーターの配置に向けた検討に着手し、可能なものから計画的に実施する。

(1) 「福岡県相談支援従事者等専門コース別研修」にかかる指定事業者の受任

北九州都市圏の指定相談支援事業所等の従事者を対象とした意思決定支援者養成研修を、当法人の自主事業として企画・実施する実現可能性について調査検討する。社会的ニーズを踏まえた研修事業とするため、2024 年度から福岡県が県内の研修事業者を指定して実施している「福岡県相談支援従事者専門コース研修」事業者の指定を受けることを前提とする。2025 年度においては、できる限り早期の研修実施に向けて、研修事業の内容や福岡県による研修事業者の指定を受けることなどについて、福岡県及び北九州市との協議を進めながら検討し、具体的な事業計画を策定する。

2025 年度の計画・実施内容	<p>◎意思決定支援者養成研修のプログラムと講師検討、実施時期、費用の積算と研修料金（受講者負担額）などの企画書作成</p> <p>◎福岡県からの事業所指定を受けることについての福岡県及び北九州市との協議</p> <p>◎可能であれば、2025 年度から意思決定支援者養成研修をパット的に実施する。</p> <p>【参考：2024 年度における他都市圏の事例】</p> <ul style="list-style-type: none">・指定研修事業者：公益社団法人福岡県社会福祉士会（福岡市）・実施時期：2025 年 3 月 19 日（水） 9:15～18:00・場所：春日クローバープラザ セミナールーム・受講定員：84 名・受講料：15,000 円（消費税込み）／1 名 <p>※指定研修事業者としては、社会福祉士会のような士業団体だけではなく、一般社団法人いけだ社会福祉事務所（八女市）などがある。</p>
-----------------	--

(2) 拠点コーディネーターの追加配置等に関する事業化検討

地域生活支援拠点としての基幹相談支援センター機能の強化と意思決定支援の一層の推進を図るため、「拠点コーディネーター」の追加配置とその加算について検討する。拠点コーディネーターの追加配置及びその加算を実現するにあたっては、新たに「自立生活援助」の指定事業所となることが必要であるため、2025 年度においては、当該指定に向けた北九州市との協議を行い、できる限り早期に事業環境を整備する。

また、加算のための配置が認められるまでの間について、2024 年度から国が施行している「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業」を活用し、できる限り早期の

拠点コーディネーターの配置（予算措置）に向けた北九州市との協議を行う。

2025年度の計画・実施内容	<p>◎地域生活支援拠点整備事業において、新たに基幹相談支援センターに「拠点コーディネーター」を配置することやその業務内容について企画立案し、北九州市と協議</p> <p>◎新たに「自立生活援助」の指定事業所となることについて北九州市と協議</p> <p>◎加算による配置が実現するまでの間の措置として、国の「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業」を実施することについて北九州市と協議</p> <p>【参考：拠点コーディネーターの業務】</p> <ul style="list-style-type: none">・緊急事態に必要なサービスのコーディネートや相談等の支援・一般相談支援事業または特定相談支援事業を行う者、障害者支援施設や精神科病院等との連携体制の構築・障害者施設や精神科病院等との情報共有を含め、地域における障害福祉サービスの体験的な利用にかかる支援その他の地域生活への意向に向けた支援にかかる調整 <p>※国においては、「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業」における「拠点コーディネーター」についての予算措置や障害福祉サービス等報酬の算定を理由として、市町村が実施する障害者相談支援事業の委託費を減額することのないようにするとの通知を市町村に対して発出している。</p>
----------------	--

3. 個別事業と業務日程

法令に規定された基幹相談支援センターの役割・機能、ならびに北九州市からの各種委託業務の総合的運営を実施する。またそのために必要な他機関他組織との相互理解や役割分担と連携に努めながら、共生社会の実現に向けた地域づくりに貢献する。

(1) 障害者相談支援事業（北九州市受託事業）

① 総合相談・専門相談（通年実施）

相談受付の経路	◎直接相談 ◎行政機関や民間事業所からの依頼・紹介による相談
相談受付の方法	◎電話、来所、訪問、Eメール
総合相談	<p>◎福祉サービスの利用援助 ◎社会資源を活用するための支援 ◎社会生活力を高めるための支援 ◎専門機関の紹介</p> <p>※総合相談、専門相談を問わず、地域包括ケアの視点による相談支援を実施する。意思決定支援と居住支援は相談支援の基本であることを共通認識とする。</p> <p>※すべての相談は、総合相談を起点とする。</p> <p>※いずれの相談においても、直ちに軽微な相談であると決めつけず、相談内容、相談者の状況や状態像などを的確にアセスメントし、対応状況を記録する。</p> <p>※施設名などのごく単純な情報提供ではなく、実際にサービスにつながるまでフォローアップする。必要に応じて申請や申込をサポートする。</p> <p>※受理会議（管理職とアドバイザー、インタークを行ったスタッフで構成）において、継続的な支援が必要と判断されたケースについては、</p> <p>①基幹相談支援センター所管の相談支援とするか、 ②他の支援機関につなぐか等、 を決定し、（民間相談支援事業所だけではなく）基幹相談支援センター所管の相談支援とする場合には、相談者の状態像や障害特性、スタッフの能力や資質を総合的に勘案して、処遇方針や担当スタッフの決定を行う。</p>

	<p>※虐待、触法障害者、医療的ケア児などの領域や属性によって単純に総合相談か専門相談かを判別するのではなく、受理会議において支援を必要とする障害児者の状況、家族やコミュニティとの関係性、対応の困難性、専門的な保健医療の必要性などを評価した上で、専門相談としての対応を検討する。</p> <p>※官民の専門職による情報共有や共通認識の形成、サービス提供を行うため、チームケアを実践する。</p> <p>※基幹相談支援センター所管の相談支援については、アセスメント、支援計画、サービス受給、経過観察などの相談支援記録を確実に作成する。</p>
専門相談	<p>◎受理会議において、障害の状況、家族・社会関係、法務、保健医療の専門性などの視点から専門相談とした事案を専門相談とする。</p> <p>◎虐待、触法障害者、SRHR、医療的ケア児・者などの案件は専門性について特に留意し、官民の専門機関や専門職との情報共有やチームケアを基本とする。</p> <p>※基幹相談支援センターの保健・医療・福祉専門職や当該事案の特性に強みを持つスタッフ、さらには官民の専門機関や専門職との連携のもとにチームケアを実践する。</p>

② 地域の相談支援体制の強化（通年、隨時実施）

地域の相談支援事業者への専門的な助言・指導	<p>◎相談支援事業所等の依頼により、保健・医療・福祉等の専門的な知見を持つ専門家を派遣し、助言・指導を行う。</p> <p>※専門的な知見の例：虐待、触法障害者、SRHR に関することなど</p>
相談支援のための調査研究と教材開発	<p>◎意思決定支援を含む相談支援のための質の高い人材育成に向けた調査研究を行い、自立支援協議会の検討材料や専門職研修に活用する。</p> <p>⇒調査研究に当たっては大学など教育研究機関との共同研究や業務委託を検討する。</p> <p>◎中長期的視点で調査研究テーマを設定し、当協会スタッフや北九州市と協議しながら教育カリキュラムを検討・作成する。</p>

相談者支援事業者 の人材育成への支 援	◎福岡県相談支援従事者養成研修等に協力し、相談支援に従事する担い手の育成や質の向上に取り組む。 ◎相談支援従事者初任者研修にかかる地域実習を受け入れ、相談支援専門員の育成に取り組む。
市内各種団体での 啓発講演会	◎基幹相談支援センターの活動内容などを広く広報するため、ウエルとばた入居団体をはじめとする市内の民間団体への啓発講演会を実施する。
市・区役所との意 見交換	◎障害者支援をめぐる共通認識のもとに地域課題の抽出を図り、具体的なケースの問題解決を図るために、市主催の課長若しくは係長会議を活用し、効果的な実施方法の提案を行う。

（2）北九州市自立支援協議会運営事業（北九州市受託事業）

① 北九州市自立支援協議会の運営（通年、随時実施）

会議構成	◎新たな北九州市障害者支援計画にもとづいた組織体制の見直しを図り、地域（自立支援）協議会の6つの機能（①情報機能、②調整機能、③開発機能、④教育機能、⑤権利擁護機能、⑥評価機能）をふまえつつ、課題設定を見直し地域生活支援推進会議と支援の質向上推進会議の2部会へと再編を行った。また、地域生活関係者交流会や特定課題検討PTの取り組みから個別の課題より紡ぎ出される課題が集積されれば部会を設置し、タイムリーな課題解決を図れるような仕組みとした。2025年度には各部会、地域生活関係者交流会などますますの充実・強化が望まれる。
障害者基幹相談支援センターの業務における自立支援協議会の活用	◎外部の専門家や学識経験者、当事者団体で構成する自立支援協議会は、開かれたオープンな議論や情報共有の場として機能している。このような機能は、障害者基幹相談支援センターの各種相談支援業務を適切に「見える化」し、外部からの健全な批判を受けて事業のあり方を改善する契機となることが期待される。 ◎このため、2025年度においては、自立支援協議会において障害者基幹相談支援センターの各種業務を評価する仕組みの構築や障害者意思決定支援推進事業の在り方について検討する。

② 「障害児支援多職種交流会」の企画と実施（2024年度新規事業の発展的継続）

概 要	<p>◎2024年度より自立支援協議会に設置された「地域生活関係者交流会」を活用し、近年相談件数が増加している障害児の支援について、関係機関が相互に連携できるシステムの構築などを図るため、「障害児支援多職種交流会」を企画し、これまでに3回の開催で累計約250名の参加があった。</p> <p>◎2025年度は、協力の申し出があった相談支援専門員やサービス事業所と協働して運営することを計画しており、障害児支援体制の基盤づくりを意欲のある事業所とともに共同体として進めていくモデルを構築する。</p>
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が相互に連携できるシステムの構築 ・障害児にかかる専門職の情報共有と交流の場づくり ・障害児福祉サービス事業所に対する自立支援協議会の窓口としての役割を果たす
内 容	<p>(ア) 対 象：主に障害児の支援を行う機関に所属する人 (学校、行政機関、福祉サービス事業所、保育所、医療関係者など)</p> <p>(イ) 内 容：参加者が所属機関の活動について報告し、質疑応答や情報交換を行い、個別ケースの課題解決と地域課題の抽出を図る。</p> <p>(ウ) 頻度等：概ね3ヶ月に1回（各回90分程度）</p> <p>(エ) その他：活動内容や成果については、自立支援協議会に報告する。</p>

③ 「社会生活力を高めるための支援」の企画と試行実施（2024年度新規事業の再編）

概 要	<p>◎障害者相談支援事業の一環として当事者の社会生活にフォーカスし、意思決定支援などを含む地域生活支援にかかる個別支援及び家族支援を内容とする「社会生活力を高めるための支援」のあり方とその事業化を図る。</p> <p>※2024年度は基幹相談支援センターのクライアントのニーズ把握や、民間有志で企画運営している「巣立ちプロジェクト」で育成している支援サポーターとの意見交換、北九州市地域生活支援拠点等整備事業の指定事業所との意見交換にもとづき具体的なプログラムを検討した。</p>
-----	---

	<p>※2024 年度の検討プロセスにおいて、当事者や保護者、さらには支援者が生活設計や人生設計を行う上で、正しい知識と幅広い視点による性教育に切実なニーズがあることが明らかとなった。社会や周囲の人々との良好な人間関係という視点からも、助産師や保健師その他の保健医療専門職だけでなく社会福祉士などによる幅広い包括的性教育が必要であると考えられることから、2025 年度においては優先度の高い具体的項目として当事者や家族さらには支援者に対する研修や個別指導を推進する。</p>
目的	<p>◎北九州市からの委託業務のうち、北九州市障害相談支援業務事務取扱要領第 3 条（3）による「社会生活力を高めるための支援（社会生活訓練プログラム等の実施）」について、支援プログラムを企画立案し、基幹相談支援センターのクライアントや地域生活支援拠点等整備事業の指定事業者に提供する。</p> <p>◎巣立ちプロジェクトで育成したサポートや地域生活支援拠点等整備事業の指定事業所の従事者に対する教育や情報共有、さらには実際の活動の場を提供する。</p> <p>◎重点的な項目として、多職種や多機関連携による包括的性教育プログラムを提供する。</p>
内 容	<p>(ア) 対 象 : 基幹相談支援センターや地域生活支援拠点指定事業所の利用者及び待機者</p> <p>(イ) 内 容 : 事務取扱要領第 3 条（3）に支援内容として記載されている「家族関係、人間関係」や「人生設計」、「健康管理」などに関して、切実で重要な問題であるにもかかわらず、SRHR について正しい知識を得る機会が社会的にほとんど存在しないことが当事者や家族、支援事業所にとっての大きな課題となっている。このため、本事業において正しい知識を学ぶ場を提供し、障害者の社会生活力の向上を図ることとし、2025 年度は意思決定支援者養成研修との連携を進めながら、支援人材の養成を図る。</p> <p>(ウ) その他 : 活動内容や成果については、自立支援協議会に報告する。</p>

(3) 地域生活支援拠点等整備事業(通年実施)

地域生活拠点等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ◎北九州市保健福祉局と十分な協議を行い、令和6年度の取り組みについて評価検証しながら、令和7年度における既存拠点の課題の抽出や解決、さらには新たな拠点の整備のあり方などを決定する。 ◎既存拠点の実績や課題に関する評価検証については、自立支援協議会と北九州市、基幹相談支援センターの連携によって実施する。また、格付け評語によるレイティング評価ではなく、具体的な支援内容やエピソードなどによってクライアントや支援者の状況がどのように変化したかを質的に評価し、課題との解決策などを考察するノーレイティング評価の手法を試行する。 ◎令和7年度の地域生活支援拠点の整備にあたっては、令和6年度に整備した拠点との連携や、相談支援事業や自立支援協議会など他事業との関連性に留意しながら、障害者の地域包括ケアのあり方について検討を進める。
-------------	---

(4) 障害者居住サポート事業(通年実施)

入居者支援	<ul style="list-style-type: none"> ◎相談受付から入居に至るまでのプロセスを基幹相談支援センターのスタッフや関係機関、また、不動産会社とも連携しながら支援する。 ◎入居関係など書類の作成を支援するほか、公営住宅官公署へ書類を提出・申請するために必要に応じて同行による支援などの支援を行う。 ◎障害者入所支援や共同生活援助から一人暮らしを希望する人への居住支援にかかわり、地域連携推進会議の参加等、地域づくりを行う。
居住継続支援	<ul style="list-style-type: none"> ◎不動産事業者やオーナーとの連絡調整のほか、必要に応じて見守りなど居住者への個別支援を行う。 ◎見守りの環境づくりのため、障害福祉サービス事業所や訪問看護事業所、また、民生委員・児童委員協議会などの連携協力を進める。
関係機関による支援体制の調整	<ul style="list-style-type: none"> ◎北九州市居住支援協議会に参加し、障害者の特性に応じた住まいの確保に向け、住宅管理会社や家主など不動産業界の理解を促す。

地域への啓発活動	◎各区保健福祉課や保護課、民生委員児童委員協議会や校区社会福祉協議会など地域コミュニティとの信頼関係や連携体制づくりを進める。
----------	---

(5) 障害者虐待防止センター運営事業(通年実施)

北九州市障害者虐待防止センター運営事業	◎虐待通報窓口として、緊急時に即応できる相談支援体制とするため、24時間365日受付の専用電話を運用する。 ◎虐待通報を受理した場合には、虐待を受けた障害者的心身の状態をアセスメントし、家族など関係者の状況を把握する。また、市・区役所の関係各課との連携の下、事実確認を行い、保護の必要性がある場合は、市内の指定短期入所事業所に緊急一時入所の調整を行うなど迅速に対応する。 ◎市内の障害福祉サービス事業所等に対し、障害者虐待防止法の理解を深めるための啓発研修を定期的に行い、障害者虐待の未然防止、および、早期発見を推進する。
---------------------	---

(6) 触法障害者支援事業(通年実施)

触法障害者支援事業	◎触法障害者の相談支援を効果的に実施するため、具体的なケースをもとに保護観察所や協力雇用主、さらには市内の各警察署を少なくとも年1回の頻度で訪問するなど、必要に応じて連携協力できる体制整備に取り組む。 ◎司法分野におけるネットワーク会議等に参加し、情報共有を行う。
-----------	---

(7) 小児慢性特定疾病支援事業(通年実施)

相談支援	◎相談支援業務における医療的ケア児への自立支援との連携 ◎区役所、難病相談支援センターとの連携
出張相談	◎市内医療機関との連携による出張相談支援 ⇒産業医科大学病院、国立病院機構小倉医療センター、市立八幡病院 ◎連携医療機関の拡充 ⇒病院だけでなく、小児科を標榜するクリニックとも連携して出張相談を拡充する。
保健医療サービスのコーディネート	◎退院、退所時に円滑な在宅移行に向けた個別コーディネートを実施する。

家族交流会	◎北九州市難病相談支援センターと連携して、小児慢性特定疾病患者とその家族の情報共有や交流の場を設ける。
広報啓発	◎ホームページ、Facebook、Instagram による情報発信とコンテンツ更新

(8) 社会貢献事業（自主事業）

実習生や視察の受け入れ	◎実施時期：要請にもとづき随时実施 ◎内 容：専門教育機関からの実習生や特別支援学校等からの視察学生の受け入れ
-------------	--

(9) 管理業務（通年実施）

広報	◎インターネットなどでの情報発信とコンテンツの更新 ◎Facebook や Instagram の活用とコンテンツの更新
業務効率化と組織体制の見直し	◎相談支援業務、事務管理を含む経営管理業務の棚卸しと分析 ⇒時 期：2025 年 4 月 ◎分析結果の理事会への報告と新しい組織体制案の作成、関係規程類の整備 ⇒時 期：2025 年 5 月から段階的、計画的に実施